



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月25日金曜日 第293号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 2

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 3

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 4

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例.....（人事課職員厚生室）..... 5

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例.....（ " ）..... 5

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（財政課）..... 8

愛媛県デジタル社会形成推進基金条例.....（ " ）.....14

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（税務課）.....15

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（デジタルシフト推進課）.....15

愛媛県県立自然公園条例の一部を改正する条例.....（自然保護課）.....17

愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....26

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....（保健福祉課）.....27

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....（医療保険課）.....27

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例.....（畜産課）.....28

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例.....（林業政策課）.....28

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....（高校教育課）.....29

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部運転免許課）.....29

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....（公営企業管理局総務課）.....33

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の服務の宣誓） 第2条 新たに職員となつた者は_____、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。 2 省略	（職員の服務の宣誓） 第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名して_____からでなければ、その職務を行つてはならない。 2 省略

（愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員の宣誓） 第2条 新たに委員となつた者は_____、別記様式による宣誓書を知事に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。	（委員の宣誓） 第2条 新たに委員となつた者は、知事の面前において、別記様式による宣誓書に署名して_____からでなければ、その職務を行つてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>第25条 省略</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</p> <p>第26条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしな</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないこと</u> <u>が明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 省略</u></p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する <u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>第25条 省略</p>

なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう
にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第28条 省略

第26条 省略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号_____）第11条（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第5条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が次に掲げる作業 _____ _____ _____に 従事したときに支給する。</p> <p>(1) 伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護その他これらの者に直接接する作業又は伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業</p> <p>(2) 家畜伝染病の防疫に関する作業</p> <p>第6条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額 _____を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) 前条第1号の作業 作業1日につき 290円</p> <p>(2) 前条第2号の作業 ア イに掲げる作業以外の作業 作業1日につき 290円 イ 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う患畜等のと殺の作業その他の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業であつて人事委員会が定めるもの 作業1日につき 1,470円</p> <p>(児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。）第11条（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第5条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生するおそれのある場合において伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護その他これらの者に直接接する作業若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p> <p>第6条 前条に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき 290円を超えて支給してはならない。</p> <p>(児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第15条 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所</p>

及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 児童相談所に勤務する職員が従事する児童の一時保護及び心理判定の作業

(2) 省略

(3) 省略

(4) 心と体の健康センターに勤務する職員が従事する精神障害者等の看護及び生活指導の作業並びに心理判定作業（専ら心理判定作業に従事する職員が行うものに限る。）

第16条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1) 前条第1号の作業 _____ 作業1日につき 950円

(2) 前条第2号から第4号までの _____ 作業 作業1日につき 420円

（社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当）

第27条 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 児童福祉司及び保健師が児童又はその保護者に面接して行う相談、指導又は調査の業務

第28条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額 _____ を超えて支給してはならない。

(1) 前条第1号及び第2号の業務 業務1日につき 510円

(2) 前条第3号の業務 業務1日につき 950円

及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 児童相談所に勤務する職員が従事する児童の一時保護作業

(2) 児童相談所に勤務する職員が従事する児童の心理判定作業及び心と体の健康センターに勤務する職員（専ら心理判定作業に従事する職員に限る。）が従事する精神障害者等の心理判定作業

(3) 省略

(4) 省略

(5) 心と体の健康センターに勤務する職員が従事する精神障害者等の看護及び生活指導の作業 _____

第16条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額をこえて支給してはならない。

(1) 前条第1号に規定する作業 作業1日につき 350円

(2) 前条第2号から第5号までに規定する作業 作業1日につき 420円

（社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当）

第27条 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 児童福祉司 _____ が児童又はその保護者に面接して行う相談、指導又は調査の業務

第28条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき 510円を超えて支給してはならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第16条、第27条第3号及び第28条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
2 改正後の職員の特殊勤務手当等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、令和3年12月30日から適用する。（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払）
3 令和3年12月30日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の職員の特殊勤務手当等に関する条例第6条の規定により支給された伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当のうち、新条例第5条第2号の作業に係るものは、同号の規定による伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

○愛媛県条例第4号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Row 1: 附則 (この条例の失効). Row 2: 2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。 / 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第5号

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県恩給条例の一部を改正する条例

愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 省略 第4章 雑則（第64条_____） 附則（第65条 第77条） （恩給権の処分禁止） 第16条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。 2 省略	目次 第1章～第3章 省略 第4章 雑則（第64条・ <u>第64条の2</u> ） 附則（第65条 第77条） （恩給権の処分禁止） 第16条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。 <u>ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定められた金融機関に担保に供することは、この限りでない。</u> 2 省略 <u>（長期給付の継続適用を希望した公務員）</u> 第64条の2 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第51条の2第1項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることを希望した公務員については、この条例は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（恩給権の処分禁止の例外に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

○愛媛県条例第6号

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例

（愛媛県恩給条例の一部改正）

第1条 愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章 省略 附則（第65条 <u>第78条</u> ） 附 則 第77条 省略 <u>（増加退隠料の加給の原因となる未成年の子等が民法の一部を改</u>	目次 第1章～第4章 省略 附則（第65条 <u>第77条</u> ） 附 則 第77条 省略

正する法律により成年の子となる場合の経過措置)

第78条 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)の前日において第27条第1項及び第2項の規定による増加退隠料について第46条第2項から第6項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同条第3項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

2 施行日の前日において第51条第1項の規定による扶助料について第55条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

3 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第51条第1項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項、第53条及び第61条第1項の規定の適用については、第51条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「成年の子」とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、第53条及び第61条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

(愛媛県青少年保護条例の一部改正)

第2条 愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第3条 この条例において「青少年」とは、6歳以上18歳未満の者をいう。 2・3 省略	(定義) 第3条 この条例において「青少年」とは、6歳以上18歳未満の者(婚姻した女子を除く。)をいう。 2・3 省略

(愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (扶助料の年額に係る加算の特例) 第6条 愛媛県恩給条例(以下「条例」という。)第55条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族(条例第55条第3項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。)である子_____が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。)附則第14条第1項第1号に定める額 (2) 扶養遺族である子_____が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に定める額	附 則 (扶助料の年額に係る加算の特例) 第6条 愛媛県恩給条例(以下「条例」という。)第55条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に_____該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族(条例第55条第3項に規定する扶養遺族をいう_____。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、 <u>重度障害の状態にある者に限る。</u>)が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。)附則第14条第1項第1号に <u>掲げる額</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に <u>掲げる額</u>

(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 法律第51号附則第14条第1項第3号に定める額 2～7 省略	(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） 法律第51号附則第14条第1項第3号に掲げる額 2～7 省略
--	--

（愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の準用）</p> <p>第14条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第3条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条の2前段並びに第36条の規定並びに児童福祉施設基準条例第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">読み替える規定</th> <th style="width: 60%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 25%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童福祉施設基準省令第9条の3</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所中の児童 _____ に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>その児童</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			児童福祉施設基準省令第9条の3	省略		入所中の児童 _____ に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略	その児童	省略	省略			<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の準用）</p> <p>第14条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第3条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条の2前段並びに第36条の規定並びに児童福祉施設基準条例第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令及び児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">読み替える規定</th> <th style="width: 60%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 25%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童福祉施設基準省令第9条の3</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>その児童等</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			児童福祉施設基準省令第9条の3	省略		入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略	その児童等	省略	省略		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																															
省略																																	
児童福祉施設基準省令第9条の3	省略																																
	入所中の児童 _____ に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略																															
	その児童	省略																															
省略																																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																															
省略																																	
児童福祉施設基準省令第9条の3	省略																																
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し 法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	省略																															
	その児童等	省略																															
省略																																	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（愛媛県青少年保護条例の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者は、第2条の規定による改正後の愛媛県青少年保護条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の青少年に該当しないものとする。

（愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において愛媛県恩給条例第55条第1項第1号に規定する扶助料について第3条の規定による改正前の愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第6条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する愛媛県恩給条例第55条第3項及び第3条の規定による改正後の条例第26号附則第6条第1項の規定の適用については、愛媛県恩給条例第55条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」

と、第3条の規定による改正後の条例第26号附則第6条第1項第1号中「子」とあるのは「子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては、重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第2号中「子」とあるのは「子（前号に規定する子に限る。）」とする。

○愛媛県条例第7号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～50 省略			1～50 省略		
51 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>11,100円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>9,800円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>11,100円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>11,100円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>9,800円</u> ）	51 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）
52 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ）	52 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,400円</u> ）

く販売主任者試験の実施		(2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>6,700円</u>)	く販売主任者試験の実施		(2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>5,700円</u>)
53~63 省略			53~63 省略		
64 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	<u>2,700円</u>	64 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	<u>2,100円</u>
65~70 省略			65~70 省略		
71 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料	(1)・(2) 省略 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>98,000円</u>	71 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料	(1)・(2) 省略 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>110,000円</u>
72 省略			72 省略		
73 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	73 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料	<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
74~83 省略			74~83 省略		
84 液化石油ガスの保安	液化石油ガス	<u>23,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあって	84 液化石油ガスの保安	液化石油ガス	<u>21,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあって

の確保及び
取引の適正
化に関する
法律第38条
の5第2項
の規定に基
づく液化石
油ガス設備
士試験の実
施

設備士
試験手
数料

は、22,700円)

85～90 省略

備考 省略

2・3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～49 省略		
50 畜舎等の 建築等及び 利用の特例 に関する法 律（令和3 年法律第34 号）第3条 第1項の規 定に基づく 畜舎建築利 用計画の認 定の申請に 対する審査	畜舎建 築利用 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額（(2)に掲げる額にあっ ては、備考に規定するところにより 算定した床面積の合計が3,000平方メ ートルを超える場合に限る。）を合 算した金額 (1) <u>7,000円</u> (2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎等 の床面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア <u>3,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内</u> <u>209,0 00円</u> イ <u>10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内</u> <u>353,0 00円</u> ウ <u>50,000平方メートル超</u> <u>683,0 00円</u> 備考 上記(2)アからウまでの床 面積の合計は、次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める面積について 算定する。 (1) 畜舎等が特例畜舎等で ない場合（(3)に掲げる場 合を除く。）当該畜舎 等の床面積 (2) 畜舎等が特例畜舎等で ある場合 <u>0</u> (3) 技術基準の適合性に関 し、畜舎等の建築等及び 利用の特例に関する法律 施行規則（令和3年農林 水産省・国土交通省令第 6号）第67条に規定する 者の審査を受けている場 合 <u>0</u>

の確保及び
取引の適正
化に関する
法律第38条
の5第2項
の規定に基
づく液化石
油ガス設備
士試験の実
施

設備士
試験手
数料

は、20,900円)

85～90 省略

備考 省略

2・3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～49 省略		

<p>51 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額(2)に掲げる額にあつては、備考に規定するところにより算定した床面積の合計が0を超える場合に限る。)を合算した金額</p> <p>(1) 4,000円</p> <p>(2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎等の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内 9,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 15,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 22,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 29,000円</p> <p>オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 51,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 72,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 209,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 353,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートル超 683,000円</p> <p>備考 上記(2)アからケまでの床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 特例畜舎等でない畜舎等の建築等をする場合(4)に掲げる場合を除く。)当該建築等に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(2) 特例畜舎等の建築等をする場合であつて、当該特例畜舎等が当該建築等により特例畜舎等に該当しなくなるとき(4)に掲げる場合を除く。)当該建築等後の当該畜舎等の床面積</p> <p>(3) 畜舎等の建築等をする場合であつて、当該建築等後の当該畜舎等が特例畜舎等である場合 0</p>			
--	--------------------------	--	--	--	--

		<p>(4) 当該変更の際して、技術基準の適合性に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第67条に規定する者の審査を受けている場合 0</p> <p>(5) 建築等をしない場合 0</p>			
52 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査（当該仮使用をした場合の安全上、防火上及び避難上の支障の有無に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第67条に規定する者の審査を受けている場合を除く。）	認定畜舎等仮使用認定申請手数料	136,000円			
53 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料	7,000円			
54 畜舎等の建築等及び	認定計画実施	7,000円			

<p>利用の特例に関する法律第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査</p>	<p>者である法人の合併認可申請手数料</p>				
<p>55 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査</p>	<p>認定計画実施者である法人の分割認可申請手数料</p>	<p>7,000円</p>			
<p>56 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づく建築等の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料</p>	<p>31,000円</p>			
<p>57 省略</p>			<p>50 省略</p>		
<p>58 省略</p>			<p>51 省略</p>		
<p>59 省略</p>			<p>52 省略</p>		
			<p>53 削除</p>		
			<p>54 削除</p>		
			<p>55 削除</p>		
			<p>56 削除</p>		
			<p>57 削除</p>		
			<p>58 削除</p>		
			<p>59 削除</p>		
<p>60・61 省略</p>			<p>60・61 省略</p>		
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>		
<p>5 土木関係事務手数料</p>			<p>5 土木関係事務手数料</p>		

事 務	名 称	金 額
1～63	省略	
64	宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	8,200円
65～102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～15	省略	
16	行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	10,400円
17～66	省略	
備考 省略		

事 務	名 称	金 額
1～63	省略	
64	宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	7,000円
65～102	省略	
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～15	省略	
16	行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	7,000円
17～66	省略	
備考 省略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県デジタル社会形成推進基金条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県デジタル社会形成推進基金条例

（設置）

第1条 デジタル技術を活用した課題の解決及び新たな価値の創出を図り、もってデジタル社会の形成を推進するため、デジタル社会形成推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者の数が43.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が43.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和5年1月1日から令和7年12月31日までの各年の雇用障害者数が令和4年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 常時雇用する労働者の数が43.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が43.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって令和2年1月1日から令和4年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する令和5年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第10号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																														
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2</u> 私立の高等学校(専攻科を置くものに限る。)の設置者は、知事による別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p><u>3</u> 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の10の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>別表第1(第1条、第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1・2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 知事</td> <td>外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1・2 省略		3 省略		4 省略		5 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの	6 省略		7 省略		8 省略		9 省略		10 省略		11 省略		12 省略		13 省略		14 省略		15 省略		<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2</u> 私立の中学校等(中学校及び中等教育学校の前期課程をいう。以下同じ。)の設置者は、知事による別表第1の3の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p><u>3</u> 私立の高等学校(専攻科を置くものに限る。)の設置者は、知事による別表第1の4の項及び5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p><u>4</u> 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の11の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p>別表第1(第1条、第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1・2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 知事</td> <td>中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 知事</td> <td>外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1・2 省略		3 知事	中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	4 省略		5 省略		6 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの	7 省略		8 省略		9 省略		10 省略		11 省略		12 省略		13 省略		14 省略		15 省略		16 省略	
執行機関	事 務																																																														
1・2 省略																																																															
3 省略																																																															
4 省略																																																															
5 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの																																																														
6 省略																																																															
7 省略																																																															
8 省略																																																															
9 省略																																																															
10 省略																																																															
11 省略																																																															
12 省略																																																															
13 省略																																																															
14 省略																																																															
15 省略																																																															
執行機関	事 務																																																														
1・2 省略																																																															
3 知事	中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																																																														
4 省略																																																															
5 省略																																																															
6 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの																																																														
7 省略																																																															
8 省略																																																															
9 省略																																																															
10 省略																																																															
11 省略																																																															
12 省略																																																															
13 省略																																																															
14 省略																																																															
15 省略																																																															
16 省略																																																															

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
別表第1（第2条関係） 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から <u>8の項</u> までに掲げる事務 9 省略 別表第2（第3条関係）		別表第1（第2条関係） 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から <u>9の項</u> までに掲げる事務 9 省略 別表第2（第3条関係）													
<table border="1"> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事 務</th> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の<u>9の項</u>から<u>14の項</u>までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>9の項</u> から <u>14の項</u> までに掲げる事務	省略			<table border="1"> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事 務</th> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の<u>10の項</u>から<u>15の項</u>までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>10の項</u> から <u>15の項</u> までに掲げる事務	省略		
知事以外の執行機関	事 務														
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>9の項</u> から <u>14の項</u> までに掲げる事務														
省略															
知事以外の執行機関	事 務														
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>10の項</u> から <u>15の項</u> までに掲げる事務														
省略															

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の6の項の改正規定（「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立自然公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章 省略 第4章の2 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置（第40条の2 第40条の6）</u> 第5章～第8章 省略 附則 （県等の責務） 第3条 県、事業者及び自然公園の利用者は、愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において <u>努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</u> 2 省略 （公園計画_____） 第7条 省略 <u>2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u> <u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u> 4 省略 （公園計画の廃止及び変更）	目次 第1章～第4章 省略 第5章～第8章 省略 附則 （県等の責務） 第3条 県、事業者及び自然公園の利用者は、愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において_____努めなければならない。 2 省略 （公園計画の決定） 第7条 省略 2 省略 （公園計画の廃止及び変更）

第8条 省略

2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第8条の2 第15条の2第1項に規定する協議会は第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第40条の2第1項に規定する協議会は第40条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 省略

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第9条の2 第15条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第12条 公園事業者(第10条第3項の認可を受けた者に限る。)が県及び国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 省略

3 省略

4 省略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条 省略

(協議会)

第15条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第35条第1項に規定する集団施設地区その他の自然公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠

第8条 省略

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の決定)

第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 省略

(承継)

第12条 省略

2 省略

3 省略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条 省略

点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第15条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第10条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならぬ。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第15条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第15条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第15条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第15条の5 知事は、第15条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第15条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第15条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第10条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第16条 省略

2 知事は、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、第15条の3第4項の認定（第15条の4第1項の

（報告徴収及び立入検査）

第16条 省略

変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用
拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以
下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必
要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備
改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整
備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若
しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第21条 省略

2~8 省略

9 次に掲げる行為については、第4項及び前3項の規定は、適用
しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠
点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同
じ。)として行う行為

(2) 省略

(3) 認定自然体験活動促進事業(第40条の5第1項に規定する認
定自然体験活動促進計画に係る第40条の2第2項第2号に規定
する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行
為

(4) 省略

(5) 省略

(利用調整地区)

第22条 省略

2 省略

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定
を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域
内に立ち入つてはならない。ただし、次_____に掲げる場合は、
この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を
行うために立ち入る場合

(4) 省略

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(条件)

第31条 第21条第4項及び第22条第3項第8号の許可には、自然公
園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付するこ
とができる。

(普通地域)

第32条 省略

2~6 省略

7 次_____に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定
は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行
為

(2) 省略

2 前項_の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項_____の規定による権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解釈してはならない。

(特別地域)

第21条 省略

2~8 省略

9 次に掲げる行為については、第4項及び前3項の規定は、適用
しない。

(1) 公園事業の執行_____と
_____として行う行為

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(利用調整地区)

第22条 省略

2 省略

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定
を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域
内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、
この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 公園事業を執行するため_____に
_____に立ち入る場合

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(条件)

第31条 第21条第4項及び第22条第3項第7号の許可には、自然公
園の風致を保護するために必要な限度において、条件を付するこ
とができる。

(普通地域)

第32条 省略

2~6 省略

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定
は、適用しない。

(1) 公園事業の執行_____として行う行
為

(2) 省略

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(報告徴収及び立入検査)

第34条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第8号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第8号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第8号若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 省略

(利用のための規制)

第36条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次_____に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 省略

第40条 省略

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第40条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町が必要と認める者

3 第15条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(報告徴収及び立入検査)

第34条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第7号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第7号若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 省略

(利用のための規制)

第36条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 省略

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号_____に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 省略

第40条 省略

実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第40条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第40条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第40条の3 前条第1項に規定する協議会(以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。)において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第40条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第40条の5 知事は、第40条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第40条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第40条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第40条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（風景地保護協定の締結等）

第41条 知事若しくは市町又は第47条第1項の規定により指定された公園管理団体で第48条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、自然公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 省略

2～5 省略

（指定）

第47条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 省略

（業務）

第48条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 省略

（風景地保護協定の締結等）

第41条 知事若しくは市町又は第47条第1項の規定により指定された公園管理団体で第48条第1号 _____ に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、自然公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 省略

2～5 省略

（指定）

第47条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号 _____ に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 省略

（業務）

第48条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第49条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第54条 省略

(利用の増進のための情報の提供等)

第54条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第8章 罰則

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項又は第33条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第21条第4項の規定に違反したとき。

第57条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第22条第3項の規定に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第23条第1項又は第7項の認定を受けたとき。

(5) 第31条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第59条 第11条、第32条第2項又は第50条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第40条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けたとき。

(3) 第26条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

(5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第49条 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第54条 省略

第8章 罰則

第56条 第15条第1項又は第33条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)

(2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

(3) 第21条第4項又は第22条第3項の規定に違反した者

(4) 偽りその他不正の手段により第23条第1項又は第7項の認定を受けた者

(5) 第31条の規定により許可に付された条件に違反した者

第59条 第11条、第32条第2項又は第50条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 偽りその他不正の手段により第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けた者

(3) 第26条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

(4) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

- (4) 第32条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第32条第5項の規定に違反したとき。
- (6) 第34条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 第34条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第36条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第36条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (10) 第53条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第62条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第3項の認可を受けた者が、同条第9項、第13条又は第14条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第23条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入ったとき。

をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- (5) 第32条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第32条第5項の規定に違反した者
- (7) 第34条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (8) 第34条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第36条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (10) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第36条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (11) 第53条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第9項、第13条又は第14条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第10条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第23条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自然海浜保全地区の指定）</p> <p>第2条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（行為の届出等）</p> <p>第5条 自然海浜保全地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に対し、規則で定めるところに</p>	<p>（自然海浜保全地区の指定）</p> <p>第2条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近 _____ _____において砂浜____、岩礁その他これらに類する自然____ _____の状態が維持されているもの_____</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（行為の届出等）</p> <p>第5条 自然海浜保全地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に対し、規則で定めるところに</p>

より、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) 省略
 - (2) 土地（海底を含む。）の形質を変更すること。
 - (3)～(5) 省略
- 2～4 省略

より、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) 省略
 - (2) 土地_____の形質を変更すること。
 - (3)～(5) 省略
- 2～4 省略

附 則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
愛媛県立衛生環境研究所	保健衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究を行い、 <u>公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</u>	東温市	愛媛県立衛生環境研究所	保健衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究を行ない、 <u>公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</u>	松山市
省略			省略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（処分）	（処分）
第5条 基金は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付け若しくは同項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付又は同条第2項若しくは第4項の規定による国民健康保険に関する特別会計への繰入れを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。	第5条 基金は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付け若しくは同項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付又は同条第2項の_____国民健康保険に関する特別会計への繰入れを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
（拠出金）	（拠出金）
第10条 法第81条の2第5項の規定による財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町が負担するものとする。	第10条 法第81条の2第4項の規定による財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町が負担するものとする。
2・3 省略	2・3 省略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。)第35条及び第48条第3項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(敷地と道路との関係)

第3条 都市計画区域内における床面積(同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計)が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、畜舎等の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(崖付近の畜舎等)

第4条 高さ5メートル以上の崖(勾配が30度以上の傾斜地をいう。以下同じ。)の下端に続く地盤面のうち、崖の上端からの水平距離が崖の高さの1.75倍以内の位置に居室を有する畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状若しくは土質又は当該畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁を崖又は崖の部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 崖の形状又は土質により安全上支障がない場合

(2) 当該畜舎等の主要構造部(崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とした場合

(3) 崖と当該畜舎等との間に適当な流土止めを設けた場合

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域(同条第4項の規定により公示された土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊であるものに限る。)内に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の3の規定に適合する当該畜舎等の建築等をする場合

2 高さ3メートルを超える崖の上端に続く地盤面のうち、崖の下端からの水平距離が崖の高さの1.75倍以内の位置に畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状若しくは土質又は当該畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁を崖又は崖の部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号に該当する場合

(2) 当該畜舎等の基礎が崖に影響を及ぼさない場合

3 高さ3メートルを超える崖の上端に続く地盤面にある畜舎等の敷地には、崖の上端に沿って排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(既存認定畜舎等に対する制限の緩和)

第5条 法第8条第1項の規定により法第7条第1項の規定の適用を受けない認定畜舎等に係るこの条例の施行後の増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替のうち、その認定畜舎等及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについては、この条例の規定による制限を緩和することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例(平成14年愛媛県条例第18号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,803人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>8,021人</u> 計 <u>11,824人</u>	(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,802人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>8,038人</u> 計 <u>11,840人</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(手数料の納付時期等) 第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 別表40の項の(12)から(15)まで及び42の項に掲げる手数料 講習の受講の際 (5) 省略 2 省略 (指定講習機関への納入) 第7条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う別表40の項の(2)、(10)及び(14)に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数料を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。 2 省略 別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）	(手数料の納付時期等) 第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 別表40の項の(12)から(14)まで及び42の項に掲げる手数料 講習の受講の際 (5) 省略 2 省略 (指定講習機関への納入) 第7条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う別表40の項の(2)及び(10)に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数料を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。 2 省略 別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ</td> <td>銃砲刀剣類所持許可証書</td> <td><u>1,600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～19 省略			20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ	銃砲刀剣類所持許可証書	<u>1,600円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ</td> <td>銃砲刀剣類所持許可証書</td> <td><u>1,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～19 省略			20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ	銃砲刀剣類所持許可証書	<u>1,800円</u>
事 務	名 称	金 額																	
1～19 省略																			
20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ	銃砲刀剣類所持許可証書	<u>1,600円</u>																	
事 務	名 称	金 額																	
1～19 省略																			
20 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づ	銃砲刀剣類所持許可証書	<u>1,800円</u>																	

く許可証の書 換え	換え手 数料		く許可証の書 換え	換え手 数料	
21～29の2 省 略			21～29の2 省 略		
30 道路交通法 第91条又は第 91条の2第2 項の規定に基 づく運転する ことができる 自動車等の種 類の限定の全 部又は一部の 解除の審査	省略		30 道路交通法 第91条の_____	省略	_____運 転する こと が で き る 自 動 車 等 の 種 類 の 限 定 の 全 部 又 は 一 部 の 解 除 の 審 査
31・32 省略			31・32 省略		
32の2 道路交 通法第97条の 2第1項第3 号イに規定す る認知機能検 査等に従事し ようとする者 に対する講習	認知機 能検査 員等講 習手数 料	1,450円（自動車安全運転センタ ーが行う研修等を受けた者に対す る講習にあっては、1,200円）	32の2 道路交 通法第97条の 2第1項第3 号イに規定す る認知機能検 査に従事し ようとする者 に対する講習	認知機 能検査 員講習 手数料	1,400円（自動車安全運転センタ ーが行う研修等を受けた者に対す る講習にあっては、800円）
32の3 道路交 通法第97条の 2第1項第3 号イ若しくは ロ若しくは第 5号、第101条 の4第2項又 は第101条の7 第1項の規定 に基づく認知 機能検査	認知機 能検査 手数料	1,050円	32の3 道路交 通法第97条の 2第1項第3 号イ_____	認知機 能検査 手数料	750円
32の4 道路交 通法第97条の 2第1項第3 号イ若しくは ハ若しくは第 5号又は第101 条の4第3項 の規定に基づ く運転技能検 査	運転技 能検査 手数料	3,550円			
33～39 省略			33～39 省略		
40 道路交通法 第108条の2第 1項各号に掲 げる講習の実 施	講習手 数料	(1)～(10) 省略 (11) 同項第11号に掲げる講習 次 に掲げる講習の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同表の備考一の4に規定す	40 道路交通法 第108条の2第 1項各号に掲 げる講習の実 施	講習手 数料	(1)～(10) 省略 (11) 同項第11号に掲げる講習 次 に掲げる講習の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同表の備考一の4に規定す

る違反運転者等に対する講習
1,350円（道路交通法施行
令第43条第1項の表講習手数
料の項に規定する

_____ 国家公安委
員会規則で定める同令第33条
の7第2項の基準に該当しな
い者に対する講習にあって
は、800円）

(12) 同法第108条の2第1項第12
号に掲げる講習 次に掲げる講
習の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

ア 同法第71条の5第3項に規
定する普通自動車対応免許
（以下「普通自動車対応免
許」という。）を受けている
者（同法第97条の2第1項第
3号イ及びハに掲げる者並び
に同法第101条の4第3項の
規定の適用を受ける者を除
く。）に対する講習 6,450
円

イ 普通自動車対応免許を受け
ている者（同号イ若しくはハ
に掲げる者又は同項の規定の
適用を受ける者に限る。）又
は第一種運転免許若しくは第
二種運転免許であって普通自
動車対応免許以外のもののみ
を受けている者に対する講習
2,900円

る違反運転者等に対する講習
1,350円（道路交通法施行
令第43条第1項の表講習手数
料の部法第108条の2第1項
第11号に掲げる講習の項の第
3欄及び第4欄の国家公安委
員会規則で定める同令第33条
の7第2項の基準に該当しな
い者に対する講習にあって
は、800円）

(12) 同法第108条の2第1項第12
号に掲げる講習 次に掲げる講
習の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

ア 小型特殊自動車免許以外の
第一種運転免許又は第二種運
転免許を受けている者に対す
る講習（同法第97条の2第1
項第3号イ、第101条の4第
2項又は第101条の7第4項
の規定により認知機能検査の
結果に基づいて行うものを除
く。） 5,100円

イ 小型特殊自動車免許以外の
第一種運転免許又は第二種運
転免許を受けている者に対す
る講習（同法第97条の2第1
項第3号イ又は第101条の4
第2項の規定により認知機能
検査の結果に基づいて行うも
のに限る。） 5,100円（当
該認知機能検査の結果が道路
交通法施行規則（昭和35年総
理府令第60号）第39条の基準
に該当するものにあつては、
7,950円）

ウ 小型特殊自動車免許以外の
第一種運転免許又は第二種運
転免許を受けている者に対す
る講習（同法第101条の7第
4項の規定により認知機能検
査の結果に基づいて行うもの
に限る。） 5,800円

エ 小型特殊自動車免許のみを
受けている者に対する講習
（同法第97条の2第1項第3
号イ、第101条の4第2項又
は第101条の7第4項の規定
により認知機能検査の結果に
基づいて行うものを除く。）

2,250円

オ 小型特殊自動車免許のみを

		<p>(13) <u>同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 12,500円(当該講習が同表講習手数料の項に規定する</u> <u>_____国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円)</u></p> <p>(14) <u>同条第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,250円</u></p> <p>(15) <u>同項第15号</u> <u>_____に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</u></p>		<p><u>受けている者に対する講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u> 2,250円(当該認知機能検査の結果が同府令第39条の基準に該当するものにあつては、4,450円)</p> <p><u>カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</u> 2,350円</p> <p>(13) <u>同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 12,500円(同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習_____にあつては、9,050円)</u></p> <p>(14) <u>同法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</u></p>	
<p>41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施</p>	<p>特定任意講習手数料</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第97条の2第1項第3号イ及び八に掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)</u>に対する講習 6,450円 <u>イ 普通自動車対応免許を受けている者(同号イ若しくは八に掲げる者又は同項の規定の適用を受ける者に限る。)</u>又は<u>第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみ</u></p>	<p>41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施</p> <p>特定任意講習手数料</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に及ぼす影響についての確認及びその結果に基づく指導を行う講習</u> 2,650円</p> <p>(3) <u>同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア (2)に規定する講習の結果に基づき、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認める者に対する講習 1,800円</u> <u>イ アに規定する者以外の者に対する講習 5,100円(道路交通法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、7,950円)</u></p>	

		を受けている者に対する講習 2,900円			
42 道路交通法 第108条の3第 1項の規定に 基づく初心運 転者講習の通 知、同法第 108条の3の2 の規定に基づ く同法第108条 の2第1項第 13号に掲げる 講習の通知又 は同法第108条 の3の3の規 定に基づく若 年運転者講習 の通知	省略		42 道路交通法 第108条の3第 1項の規定に 基づく初心運 転者講習の通 知又は同法第 108条の3の2 の規定に基づ く同法第108条 の2第1項第 13号に掲げる 講習の通知	省略	
43～64 省略			43～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表20の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>（経営の基本）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>給水区域</th> <th>最大給水量（日量）</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3)・(4) 省略</p>	名称	位置	給水区域	最大給水量（日量）	省略				<p>（経営の基本）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>給水区域</th> <th>最大給水量（日量）</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県今治地区工業用水道</td> <td>今治市</td> <td>今治市及びその周辺工業地帯</td> <td>55,800立方メートル</td> </tr> </table> <p>(3)・(4) 省略</p>	名称	位置	給水区域	最大給水量（日量）	省略				愛媛県今治地区工業用水道	今治市	今治市及びその周辺工業地帯	55,800立方メートル
名称	位置	給水区域	最大給水量（日量）																		
省略																					
名称	位置	給水区域	最大給水量（日量）																		
省略																					
愛媛県今治地区工業用水道	今治市	今治市及びその周辺工業地帯	55,800立方メートル																		

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前の愛媛県今治地区工業用水道の使用に係る料金の徴収及び減免については、なお従前の例による。